「未来へつなぐ農業応援事事業」

ご活用ください！

農業経営の確立を目指す新規就農者等の定着を促進し、当町の農業振興を図るため、新規就農者等育成支援事業の実施に補助金を交付します！

**研修受講支援事業**【地域農業の確立に取り組む先進的な農業者の育成を図ります】

**町内の農業者及び就農希望者が農業経営に必要な知識や技術を習得するための費用の一部を助成します。**

●対象者●

次の各号のいずれかの就学機関において研修を受講する新規就農者等

(１)　いわてアグリフロンティアスクール

(２)　岩手県立農業者大学校（新規就農者研修）

(３)　岩手県立盛岡農業高等学校（特別専攻科）

(４)　前３号に準ずる就学機関における研修として町長が認めた研修

●補助金の額●

上記(１)～(４)の研修受講に要する費用（入学金、受講料等研修機関に納付が必須となるものに限る。）の１／２以内の額



●手続き●

入学後に申請、受講終了後に請求

**実践研修受入支援事業**【町内での新規就農促進及び農業後継者育成を図ります】

**新規就農希望者等が就農に関する基礎的な知識や技術を学ぶための研修を受け入れる町内農業者経営体に研修経費の一部を助成します。**

●対象者●

次の各号のいずれかに該当し、研修生を受け入れ、適正な指導ができると認められる町内の農業経営体

(１)　岩手県農業農村指導士（同指導士任期満了後に町農業農村指導士の会の会員である者を含む。）

(２)　認定農業者

(３)　人・農地プランに位置づけられている中心経営体

(４)　営農組織又は農業を営む法人

(５)　前各号に準ずる農業経営体

　●補助金の額●

新規就農者等のうち主に就農を目指す者の実践研修として受け入れる場合に１人当たり１日定額３千円（同一人につき上限40日間）。ただし、受入農業経営体に研修生が宿泊する場合には１人１泊につき定額８千円とする。

●手続き●

研修前に申請、交付決定後に研修開始、研修終了後に請求

☆☆申請、相談、問い合わせ先☆

雫石町農林課　農政グループ　（直通：019-692-6493）